

<都市計画法第53条第1項の許可に関する運用基準>

(趣 旨)

第1条 本基準は、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域（以下「域」という。）内における、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）53条第1項の建築の許可について、法第54条の規定によるほか、町長が許可を行うことができる場合について定めるものとする。

(定 義)

第2条 この基準における用語は、法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにその政令及び省令で定めるものをいう。

(許可の方針)

第3条 町長は、法第53条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものについて、その許可を行うことができるものとする。

- (1) 階数が3以下であり、かつ、地階を有しないこと。
- (2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

附 則

本基準は、令和2年5月18日から施行する。